

札幌市障がい児保育事業

◆障がい児保育◆

1 趣旨

心身に障がいを有する児童を、他の児童とともに集団保育することにより障がい児の成長発達を促進し、当該児童の福祉の増進を図る。

2 事業の内容

児童に「障がい児保育認定」が行われると、札幌市が障がい児保育実施施設に対して、障がい児保育を行うために必要となる保育士の体制（加配等）や施設設備の整備などのための助成を行う。また、障がい児保育巡回指導を年2回程度行い、集団における障がい児保育について児童の状態の把握や保育環境についてなどの助言を行う。

3 事業実施保育施設と対象児童

- (1) 認定こども園(※1) / 1号(学校法人が設置主体の施設(※2)は除く)、2号(※3)、3号認定子ども
- (2) 認可保育所 / 2号、3号認定子ども
- (3) 地域型保育事業 / 3号認定子ども(2号に到達した子どもを含む)
- (4) 幼稚園は対象外

※1 幼稚園型認定こども園は1号～3号認定子ども全て補助対象外

※2 学校法人の認定こども園では、1号認定子どもは補助対象外

※3 認定こども園の2号認定子どもは、7 障がい児保育認定事務の流れを参照のこと

4 障がい児保育認定基準表

種 類		区 分		
		重度	中度	軽度
身体障がい	視覚・聴覚障がい	身障1級	身障2～3級	身障4～6級
	音声・言語・咀嚼障がい		身障3～4級	
	肢体不自由	身障1級	身障2～4級	身障5～7級
	内部疾患		身障1～2級	身障3～4級
精神(言語)遅滞	療育手帳	A	B	B—
	判定・療育関係機関	重度判定	中度判定	軽度判定
精神又は身体障がい	特別児童扶養手当		1級2級	
自閉症スペクトラム・ADHD等	判定・療育関係機関	重度判定	中度判定	軽度判定

自閉症スペクトラム、ADHDの「等」は札幌市障がい児保育事業にかかわる判定・療育関係機関(以下、「判定・療育関係機関」という。)の診断に基づき、保育の実施への影響を勘案して検討する。

5 障がい児保育認定

障がい児保育の認定は障がい児保育認定基準表に基づき、区保健福祉部長等が行う。

ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の証書等（以下、「障がいにかかわる手帳等」という。）を所持しておらず判定・療育関係機関の診断により重度と判定されている場合は、障がい児保育認定審査会（以下、「審査会」という。）に審査を付託する。

6 札幌市障がい児保育事業にかかわる判定・療育関係機関【18か所】 別添参照

児童相談所による判定書は無料、他関係機関による診断書は有料

7 障がい児保育認定の流れ

利用申込み時（入所前）に行う場合と、すでに利用している（在籍）児童に対して行う場合があり、認定の流れは異なる。

※幼保連携型認定こども園で、2号認定子どもは、すでに北海道の障がい児保育事業による補助対象に認定されている場合がある。この場合は、札幌市の障がい児保育に認定できないため、対象児がいる場合には手続きの前に各区子ども家庭福祉係に問い合わせをすること。

(1) 利用(入所)申込児童の認定手続き

入所申込みの段階で障がいにかかわる手帳等を所持している、又は、診断名の記載があるなど、障がい確定している場合は、入所内定（決定）後、必要に応じて観察保育を実施する。（保護者への連絡調整が必要となる場合がある）

- ① 観察保育を実施する意向がある場合には、各区子ども家庭福祉係に連絡をする。
様式1-1 観察保育依頼書、様式1-2 行動観察報告書が区保健福祉部長等より送付される。
- ② 観察保育実施後、保育施設は、様式1-2 行動観察報告書を送り先の区子ども家庭福祉係へ提出する。
- ③ 区保健福祉部長等が認定する。

【重度判定の場合】

判定・療育関係機関の診断書が重度判定だった場合は、対象児童の認定程度を審査するため審査会への付託を行う。その場合は、児童相談所の障がい児保育についての判定が必要となり（対象児童が児童相談所へ受診することが必要である）、審査会を開催する（その際には当該保育施設長への審査会出席依頼がある）。審査会終了後、区保健福祉部長等が認定する。

(2) 既利用（在籍）児童の認定手続き

既に保育施設を利用している児童に障がい認められた場合、以下が必要書類となる。

- ① 様式1-3 障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書
- ② 様式1-4 既利用児童の行動観察報告書
- ③ 障がいにかかわる手帳の写し、もしくは、判定・療育関係機関（18か所）の（別表2）診断書
- ④ 障がい児保育事業について保護者に伝え同意を得る。上記①②様式及び③の必要書類を対象児童の居住区の健康・子ども課子ども家庭福祉係へ提出する。
- ⑤ 区保健福祉部長等が認定する。

【重度判定の場合】

判定・療育関係機関の診断書が重度判定だった場合は、対象児童の認定度を審査するため審査会への付託を行う。その場合は、児童相談所の障がい児保育についての判定が必要となり（対象児童が児童相談所へ受診することが必要である）、審査会を開催する（その際には当該保育施設長への審査会出席依頼がある）。審査会終了後、区保健福祉部長等が認定する。

8 認定開始日

(1) 利用(入所)申込み児童

入所の日から開始する。

(2) 既利用(在籍)児童

原則、全関係書類の受理日から開始となる。

ただし、判定・療育関係機関の都合などにより診断が遅れる場合等もあるため、対象児童に対する支援の必要性に基づき、障がい児保育個別指導(支援)計画を作成して関わっている事実を認めた場合、個別指導(支援)計画作成月の初日を認定日とする。(申請書類の他、障がい児個別指導(支援)計画を提出する必要がある。)

9 認定等の区分

認定等の区分は、認定のほか、再認定、転園、認定解除、退所がある。

(1) 再認定

障がいにかかわる手帳所持の児童が手帳更新時(個人によって異なる)に程度が変更になった場合、保育施設は、新たに様式1-3障がい・医療的ケア児保育等(認定・再認定)依頼書、様式1-4行動観察報告書、更新した手帳の写しを区健康・子ども課子ども家庭福祉係へ提出する。

(2) 転園

転園の場合、保健福祉部長等は、退所、転園双方の施設に様式1-10障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書を送付するとともに、様式1-11障がい・医療的ケア児保育等認定区分報告書の様式をもって子育て支援部長に報告する。

(3) 認定解除・退所

障がいにかかわる手帳等の返却、又は、退所により認定が解除になった場合、保育施設は速やかに区健康・子ども課子ども家庭福祉係へ連絡し、区保健福祉部長等へ報告する。

10 障がい児保育巡回指導の実施

障がい児保育認定の対象児童のいる実施保育施設等に対し、障がい児の発達過程や障がいの状況に応じた適切な保育が行われるよう、子ども未来局子育て支援課指導担当係において、巡回指導を実施する。巡回指導はおおむね年2回程度行なう。

11 障がい児の個別指導(支援)計画

障がいのある児童(認定児)の保育については、当該施設において、児童の状況に応じた指導(支援)計画を個別に作成する。3号認定子どもは3歳児未満の個別指導計画で構わない。

◆医療的ケア児保育◆**1 趣旨**

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下、「医療的ケア児」という。)を保育所等で受入れ、集団保育することを目的とする。

2 事業の内容

児童に「医療的ケア児保育認定」が行われると、医療的ケア児実施保育施設に対して、医療的ケアを行う看護師の person 費や医療的ケア児保育に必要な施設設備の整備などへの補助金を交付して、保育所等での医療的ケア児保育受入れの促進を図る（参考；8 医療的ケア児保育事業費補助金）

3 医療的ケア児保育認定

医療的ケア児保育の認定は医療的ケア児保育等認定基準表に基づき、区保健福祉部長等が、医療的ケア児保育認定審査会（以下、「医ケア児審査会」という。）に審査を付託し、主治医の意見書及び医療的ケア指示書や施設が作成した行動観察報告書を基に、当該保育施設における集団保育の可否及び医療的ケアの内容について決定される。（審査会の詳細は障がい児保育事業実施要綱に記載）

4 事業実施施設と対象児童

認定こども園、認可保育所、地域型保育事業の2号、3号認定子ども
※幼稚園、認定こども園の1号認定子どもは対象外

5 医療的ケア児保育認定事務の流れ

利用申込み時（入所前）に行う場合と、すでに利用している（在籍）児童に対して行う場合があり、認定の流れは異なる（別紙「医療的ケア児保育認定事務の流れ（概要）」を参照のこと）。

(1) 利用（入所前）申込児童の認定手続き

入所申込みの際に保護者に「医療的ケア児保育認定（医療的ケア児保育実施施設に対して、医療的ケアを行う看護師を配置する場合の person 費や施設設備の整備等に使える補助金を受けられる制度があること）」について説明する。

※ただし、看護師配置が無くても、保護者の対応により認定せずに入所が可能である。

保護者は事前に医療機関に様式2-2主治医意見書、様式2-3医療的ケア指示書の記載を依頼し、集団保育の可否について意見をもらう。入所内定（決定）後、入所予定保育施設に対して、医療的ケア児保育（認定手続き）の可否を確認するとともに、観察保育の実施、保護者への連絡調整を依頼する。

- ① 保護者より、様式2-1医療的ケア実施申出書、様式2-2主治医意見書、様式2-3医療的ケア指示書、所持があれば障がいにかかわる手帳の写しを提出してもらう。
- ② 入所予定保育施設に対し、様式1-1観察保育依頼書、様式1-2行動観察報告書を送付する。
- ③ 保育施設は観察保育後、様式1-2行動観察報告書を提出する。
- ④ 区保健福祉部長等は、様式1-8障がい・医療的ケア児保育等認定審査依頼書、様式2-2主治医意見書、様式2-3医療的ケア指示書、障がいにかかわる手帳の写し、様式1-2行動観察報告書を子育て支援部長へ送付し、医ケア児審査会の付託を行う。医ケア児審査会では保育施設における集団保育の可否及び医療的ケアの内容について決定し、子育て支援部長から様式1-9障がい・医療的ケア児保育等認定審査結果を送付する。
- ⑤ 区保健福祉部長等が認定し、様式1-10障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書を保育施設に、様式1-11障がい・医療的ケア児保育等認定区分報告書を送付する。
- ⑥ 保育施設は様式2-4医療的ケア実施内容通知書を保護者に提出し、保護者は様式2-5承諾書を保育施設に提出する。

(2) 既利用（在籍）児童の認定手続き

既利用児童が日常生活を営むために医療的ケアを要する状態が判明した場合、または、すでに医療的ケア児保育の認定を受けている児童の状況に応じて再認定が必要と判断する場合には、保育施設は保護者に「医療的ケア児保育認定」について説明し、医療機関へ書類の記載を依頼、保育施設から必要書類の提出がある。

- ① 様式 1-3 障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書
- ② 様式 1-4 既利用児童の行動観察報告書
- ③ 様式 2-1 医療的ケア実施申出書、様式 2-2 主治医意見書、様式 2-3 医療的ケア指示書、障がいにかかわる手帳の写し
- ④ 区保健福祉部長等は、①、②、③を子育て支援部長へ送付し、医ケア児審査会の付託を行う。当該保育施設における集団保育の可否及び医療的ケアの内容について決定し、子育て支援部長から様式 1-9 障がい・医療的ケア児保育等認定審査結果を送付する。再認定については、必要に応じて医ケア児審査会を行う。
- ⑤ 区保健福祉部長等が認定し、様式 1-10 障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書を保育施設に、様式 1-11 障がい・医療的ケア児保育等認定区分報告書を送付する。
- ⑥ 保育施設は様式 2-4 医療的ケア実施内容通知書を保護者へ提出し、保護者は様式 2-5 承諾書を保育施設に提出する。

6 認定開始日**(1) 利用（入所）申込児童**

入所の日から開始とする。

(2) 既利用（在籍）児童

原則、関係書類の受理日から開始となる。ただし、申請に時間を要しても、既利用児童の医療的ケアが判明した際に様式 2-2 主治医の意見書、様式 2-3 医療的ケア指示書を基に様式 2-6 医療的ケア実施計画書を作成し、様式 2-7 医療的ケア実施日誌に記録し、対応している場合は、認定日を様式 2-6 医療的ケア児実施計画作成月の初日とすることができる。（保育施設は、別途、様式 2-6 医療的ケア実施計画、様式 2-7 医療的ケア実施日誌、個別指導（支援）計画を区へ提出する）

7 認定等の区分

認定等の区分は、認定の他、再認定、認定解除、退所がある。（認定、再認定については、前述の説明のとおり）

転園、医療的ケアの必要が無くなった場合や退所により認定が解除になった場合、当該保育施設は速やかに保健福祉部長等に通知する。転園の場合、保健福祉部長等は、退所、転園双方の施設に様式 1-10 障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書を送付するとともに、様式 1-11 障がい・医療的ケア児保育等認定区分報告書の様式をもって子育て支援部長に報告する。

8 医療的ケア児保育事業費補助金

医療的ケアが必要な児童を受入れるための看護師等の人件費等、医療的ケア児保育補助事業に要する経費として、医療的ケア児入所保育施設に対し、児童一人当たり以下の基準額、若しくは二人以上、看護師複数配置の基準額をもって月ごとに補助を行う。補助額の手続きは子ども未来局が担当する。

※補助額については、必要に応じて、子ども未来局に問い合わせをすること。